上越市犯罪被害者等見舞金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図るために支給する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治４０年法律第４５号）その他日本国における刑罰法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第３７条第１項本文、第３９条第１項及び第４１条の規定により罰せられない行為を含み、同法第３５条及び第３６条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

⑵　重傷病　犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が１か月以上、かつ、通算３日以上の入院（精神疾患の場合においては、通算３日以上の日数において労務に服すことができないと医師に診断されたもの）をいう。

⑶　犯罪被害者　犯罪行為による死亡又は重傷病を受けた人をいう。

⑷　犯罪被害者等　犯罪被害者及びその遺族をいう。

⑸　見舞金　遺族見舞金及び重傷病見舞金をいう。

（見舞金の種類、支給額及び支給対象者）

第３条　見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 支給額 | 支給対象者 |
| 遺族見舞金 | ３０万円 | 犯罪行為により死亡した人の第５条第３項の規定による第１順位の遺族（当該犯罪行為が行われたときにおいて県内に住所を有し、かつ、第７条第１項の規定による申請時において、本市に住所を有する人に限る。以下「第１順位遺族」という。） |
| 重傷病見舞金 | １０万円 | 犯罪行為により重傷病を負った人（当該犯罪行為が行われたときにおいて県内に住所を有し、かつ、第７条第２項の規定による申請時において、本市に住所を有する人に限る。） |

２　見舞金の対象となる犯罪行為は、警察に被害が認知され、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認することができることを要件とする。

３　第１項の場合において、見舞金の支給対象者がやむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住しているときは、居住事実が客観的に確認することができる書類の提出により本市に住所を有している人とみなすことができる。

（支給の調整）

第４条　前条の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合における当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。他の地方公共団体において重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた場合も同様とする。

（遺族の範囲及び順位）

第５条　遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する人とする。

⑴　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）

⑵　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持家族」という。）

⑶　前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　犯罪被害者の子について、犯罪被害者が死亡した当時に胎児であって、その後に出生した場合における前項の規定の適用については、その母が当該犯罪被害者の死亡の当時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第２号の子とし、その他のときは同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第１項各号に掲げる順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる人にあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第１順位遺族が当該見舞金の申請をしないときは、第２順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき人を当該犯罪被害者が死亡する前に故意に死亡させた人は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

（支給の制限）

第６条　市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

⑴　犯罪被害者が、他の地方自治体から重傷病見舞金と同種の支給を受けているとき又は第１順位遺族が、他の地方自治体から遺族見舞金と同種の支給を受けているとき（他の地方公共団体から重傷病見舞金と同種の見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して遺族見舞金を支給する場合を除く。）。

⑵　死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた場合において、加害者が犯罪被害者又は第１順位遺族と親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にあったとき。ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。

⑶　犯罪被害者又は第１順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による死亡又は重傷病について、犯罪被害者又は第１順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

⑷　犯罪被害者又は第１順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であったときその他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する人であったとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第７条　遺族見舞金の支給の申請をする人は、上越市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（第１号様式）及び上越市犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第２号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特定の事実について公簿等で確認することができるときは、添付書類の一部を省略することができる。

⑴　申請者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していたこと又は居住していたことを確認することができる戸籍の附票又は住民票の写し等

⑵　申請者が申請時において、本市に住所を有することを確認することができる住民票の写し等

⑶　申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

⑷　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった人であるときは、その事実を認めることができる犯罪被害者又は申請者の親族、知人、隣人等の申述書等

⑸　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）以外の人であるときは、先順位の人が死亡していることが確認することができる戸籍の謄本又は抄本

⑹　申請者が生計維持遺族であるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる住民票の写し、犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿等

⑺　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が２人以上あるときは、上越市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第３号様式）

⑻　その他市長が必要と認める書類

２　重傷病見舞金の支給の申請をする人は、上越市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（第４号様式）及び上越市犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（第５号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　重傷病に該当することを証明する医師の診断書（犯罪行為により負傷し、又は疾病にり患した日、療養期間、入院日数、病名を明記したものをいう。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものをいう。）

⑵　申請者が当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していた又は居住していたことを確認することができる戸籍の附票又は住民票の写し

⑶　申請者が申請時において、本市に住所を有することを確認することができる住民票の写し等

⑷　その他市長が必要と認める書類

３　第１項又は第２項の申請者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

（支給の申請期限）

第８条　前条第１項又は第２項の申請は、犯罪行為が発生した日から起算して１年を経過する日までに行わなければならない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受けるときは、死亡した日から起算して１年を経過する日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により、同項に規定する日までに、前条第１項又は第２項の申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から起算して６か月を経過する日までに限り、同条第１項又は第２項の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第９条　市長は、第７条第１項又は第２項の申請があったときは、その内容を審査し、見舞

決定

金の支給の可否を決定したときは、上越市犯罪被害者等見舞金支給　　通知書（第６号様

却下

号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査に当たり、申請内容に係る状況等について、関係機関への照会を行うほか、必要な調査を行うことができる。見舞金の支給決定後においても同様とする。

（見舞金の請求）

第１０条　前条第１項の規定により見舞金の支給決定通知を受けた人は、上越市犯罪被害者等見舞金支給請求書（第７号様式）により、当該見舞金の支給を市長に請求するものとする。

（支給決定の取消し）

第１１条　市長は、見舞金の支給決定後に支給決定者が次のいずれかに該当したときは、第９条第１項の規定による決定を取り消すことができる。

⑴　第６条各号のいずれかに該当すると判明したとき。

⑵　偽りその他不正の手段により見舞金の決定を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、上越市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第１２条　見舞金の支給を受けた人が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施し、同日以後に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。

　　附　則

この要綱は、令和４年１０月１日から実施する。

第１号様式（第７条関係）

上越市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

　　年　　月　　日

（宛先）上越市長

住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時）

フリガナ

氏　　名

生年月日

連 絡 先

次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 亡くなる原因となった犯罪行為の内容 | 内容 | 犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第２号様式）のとおり | |
| 加害者 | □　加害者不明 | |
| 住所 |  |
| フリガナ  氏名 |  |
| 被害者との関係 |  |
| 犯罪被害者と申請者の続柄 | | □配偶者　□子　□父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹 | |
| 生計維持関係（配偶者以外の場合のみ） | | □あり　　　　　□なし | |
| 見舞金を支給しない場合に該当しないことの誓約事項 | | □　他の地方公共団体から本遺族見舞金と同種の見舞金を受給していません。（他の第１順位遺族を含む。）  □　当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたとき、加害者が犯罪被害者又は第１順位遺族と親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。  □　当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第１順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。  □　犯罪被害者又は第1順位遺族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であったときその他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する人ではありません。 | |
| 重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）受給の有無 | | 受給の有無 | □有　　　　□無 |
| 受給した自治体名 |  |
| 受給額 | 円 |
| 代理申請者 | | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 連絡先 |  |
| 申請者との関係 |  |
| 個人情報の取扱いに関する同意 | | 上越市犯罪被害者等見舞金の支給の可否の審査のため、　　　　　課の職員が申請者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し及び申請者の戸籍謄本又は抄本を公用で取得することを承諾します。  氏名 | |

添付書類（特定の事実について公簿等で確認することができるときは、添付不要）

１　申請者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していたこと又は居住していたことを確認することができる戸籍の附票又は住民票の写し等

２　申請者が申請時において、本市に住所を有することを確認することができる住民票の写し等

３　申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

４　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった人であるときは、その事実を認めることができる犯罪被害者又は申請者の親族、知人、隣人等の申述書等

５　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）以外の人であるときは、先順位の人が死亡していることが確認することができる戸籍の謄本又は抄本

６　申請者が生計維持遺族であるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる住民票の写し、犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿等

７　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が２人以上あるときは、上越市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第３号様式）

第２号様式（第７条関係）

犯罪被害申告書（遺族見舞金）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時） | 住所 |  |
| 職業（勤務先） |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日（　　　　歳） |
| 犯罪被害者が亡くなる原因となった犯罪行為の内容 | 罪名 |  |
| 日時 |  |
| 場所 |  |
| 受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等） |  |
| 事件捜査担当警察署等 | 都道府県　　　　　　　　警察署・高速道路交通警察隊 | |
| 情報提供同意 | 見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、上越市が調査することに同意します。  申告日（申請日）　　　　　年　　月　　日  申告者（申請者）住　所  氏　名 | |

第３号様式（第７条関係）

上越市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　所

氏　名

犯罪被害者との続柄（　　　　　　）

連絡先

　　私は、遺族見舞金の支給対象者である第１順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する人に指定されたことを申出します。なお、第１順位遺族以外に新たな第１順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。 | | | |
| 上記代表者以外の  第１順位遺族  （署　名） | 犯罪被害者との続柄 | 住　　所 | 連　絡　先 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

第１順位遺族である人のうち、上記欄に署名等ができない人の理由等（未成年者又は所在不明等）について、申出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１順位遺族氏名 | 犯罪被害者との続柄 | 署名できない理由 |
|  |  |  |
|  |  |  |

第４号様式（第７条関係）

上越市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

　　年　　月　　日

（宛先）上越市長

住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時）

フリガナ

氏　　名

生年月日

連 絡 先

次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 犯罪被害の原因となった犯罪行為の内容 | 内容 | 犯罪被害申告書（重傷病見舞金用）（第５号様式）のとおり | |
| 加害者 | □加害者不明 | |
| 住所 |  |
| フリガナ  氏名 |  |
| 被害者との関係 |  |
| 見舞金を支給しない場合に該当しないことの誓約事項 | | □　他の地方公共団体から本重症病見舞金と同種の見舞金を受給していません。  □　当該重症病の原因となった犯罪行為が行われたとき、加害者が犯罪被害者と親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。  □　当該犯罪行為において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。  □　犯罪被害者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であったときその他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する人ではありません。 | |
| 代理申請者 | | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 連絡先 |  |
| 申請者との関係 |  |
| 個人情報の取扱いに関する同意 | | 上越市犯罪被害者等見舞金の支給の可否の審査のため、　　　　　課の職員が申請者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し及び申請者の戸籍謄本又は抄本を公用で取得することを承諾します。  氏名 | |

添付書類（特定の事実について公簿等で確認することができるときは、添付不要）

１　重傷病に該当することを証明する医師の診断書（犯罪行為により負傷し、又は疾病にり患した日、療養期間、入院日数、病名を明記したものをいう。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものをいう。）

２　申請者が当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していた又は居住していたことを確認することができる戸籍の附票又は住民票の写し等

３　申請者が申請時において、本市に住所を有することを確認することができる住民票の写し等

第５号様式（第７条関係）

犯罪被害申告書（重傷病見舞金）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 犯罪被害者 | 住　　所 |  |
| 職業（勤務先） |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日（　　　歳） |
| 犯罪被害者が重傷病を負う原因となった犯罪行為の内容 | 罪　　名 |  |
| 日時 |  |
| 場所 |  |
| 受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等） |  |
| 事件捜査担当警察署等 | 都道府県　　　　　　　　警察署・高速道路交通警察隊 | |
| 情報提供同意 | 見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、上越市が調査することに同意します。  申告日（申請日）　　　　　年　　月　　日  申告者（申請者）住　所  氏　名 | |

第６号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　決定

上越市犯罪被害者等見舞金支給　　通知書

　　　　　　　　　　　却下

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上越市長

年　　月　　日付けで申請のあった上越市犯罪被害者等見舞金の支給につい

　　　　とおり決定

て、次の　　　　　　　　　　したので通知します。

　　　　理由により申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定 | 見舞金の種類 |  |
| 見舞金の額 | 円 |
| 却下 | 理由 |  |

第７号様式（第１０条関係）

上越市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年　　月　　日

　（あて先）上越市長

　住　所

　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

犯罪被害者との続柄（　　　　）

電　話

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で決定のあった上越市犯罪被害者等見舞金の支給について、次のとおり請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求金額 | 円 | |
| 見舞金の種類 | □遺族見舞金　　　　□重傷病見舞金 | |
| 振込口座 | フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 種別 |  |
| 口座番号 |  |

※　該当する□の枠にチェックしてください。

第８号様式（第１１条関係）

上越市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

上越市長

　　　　　年　　月　　日付けで決定した上越市犯罪被害者等見舞金について、次のとおり犯罪被害者等見舞金の支給を取り消したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消対象者 |  |
| 取消対象支給額 |  |
| 取消理由 |  |
| 備考 |  |